

平成30年10月23日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2019年10月1日消費税改正 — ① 軽減税率対象品目 —

10月15日に安倍首相は来年10月に消費税率を予定通り現行の8%から10%へ引き上げることを表明しました。その後、菅官房長官の「消費税率引き上げはリーマンショック級の経済危機が起こらない限り実施する」との発言もあり、どうやら消費税引き上げは3度目の延期はなさそうです。今回の消費税の改正は主に3つのポイントからなります。

1. 税率引上げ (2019年10月1日以後)

現行8% (消費税6.3%、地方消費税1.7%) ⇒ 10% (消費税7.8%、地方消費税2.2%)

2. 飲食料品・新聞への軽減税率の適用 (2019年10月1日以後)

軽減税率8% (消費税6.24%、地方消費税1.76%)

3. インボイス制度 (「適格請求書等保存方式」) の導入 (2023年10月1日以後)

◎軽減税率の対象品目

(軽減税率は売上、仕入ともに適用されますので、対象品目を販売していない事業者でも消費税の計算上、仕入に係る軽減税率の消費税を算出する必要があります。)

① 対象となる飲食料品

- ・食品表示法に規定する食品が対象
- ・酒類、医薬品、医薬部外品は対象外
- ・テイクアウト、宅配は対象、外食は対象外
 - …イートインスペース付きコンビニエンスストアでの店内飲食は外食
 - …飲食設備を備えた屋台での飲食は外食
 - …公園の設置者の合意を得て、顧客にベンチを利用させている飲食品の販売は外食
- ・ケータリング、出張料理は対象外
- ・学校給食、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での食事は対象
 - …一食につき640円以下で一日一人につき1,920円までの金額
 - …学生食堂は対象外
- ・「一体資産」(飲食品とそれ以外の商品が一体となって価格の区分なく販売されているもの)
 - …税抜価格が1万円以下で、飲食品の部分の価格(合理的な見積計算)が2/3以上なら対象

② 対象となる新聞

- ・週2回以上発行されているもの
- ・定期購読契約により販売されるもの
 - …売店、コンビニエンスストアでの販売は対象外
 - …インターネットで配信する電子版は対象外